

令和8年度霧島市ノーコードツール導入業務委託に係る
公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本要領は、霧島市が業務効率化及び DX 推進を目的としたノーコードツールを導入するに当たり、公募型プロポーザル方式により、優れた提案及び能力を有し、最も適格と判断される事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

(1) 件名

令和8年度霧島市ノーコードツール導入業務委託

(2) 業務内容

別紙「令和8年度霧島市ノーコードツール導入業務委託に係る企画提案仕様書」のとおり

(3) 履行期間

令和8年7月1日から令和9年3月31日まで

(4) 見積書上限額（消費税及び地方消費税含む）

令和8年度総額 1,978,000 円（7月本稼働の9か月分）

3 選定方法

(1) 公募型プロポーザル方式による随意契約とする。

(2) 参加事業者から提出された企画提案書や見積金額により審査を行い、優先交渉者を決定する。

4 応募資格

以下の全てに該当する者のみ、企画提案を応募することができる。

(1) 霧島市における競争入札参加資格を有していること。

(2) 公告日現在において、指名停止措置を受けていないこと。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(5) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(6) 過去5年間（令和3年4月1日から令和8年3月31日までに完了した業務）において、本件と同種及び同程度と認められる業務の履行実績があること。

(7) 霧島市暴力団排除条例に違反していないこと。

5 実施スケジュール

項目	日程
実施要領の公表	令和8年6月4日(木)
参加申込書等受付期限	令和8年6月11日(木) 正午必着
参加資格審査結果通知	令和8年6月12日(金)
質問書提出期限	令和8年6月12日(金) 正午必着
質問書回答	令和8年6月16日(火)
提案書等の提出期限	令和8年6月19日(金) 正午必着
選定結果通知	令和8年6月23日(火)頃

6 提出書類の様式

- (1) 参加申込書(様式1)
- (2) 会社概要書(様式2)
- (3) 業務実績書(様式3)
- (4) 質問書(様式4)
- (5) 辞退届(様式5)

7 参加申込書等の提出

参加申込書(様式1)、会社概要書(様式2)、業務実績書(様式3)を電子メールにより提出すること。

8 質問書の提出及び回答

本要領について疑義があるときは、質問書(様式4)を提出し、回答を受けることができる。電子メールにて提出するものとし、受け付けた質問は質問者を無記載として取りまとめ、全ての参加者に対して電子メールにて回答する。ただし、質問の内容が本事業による事業者選定に公平性を保てないと判断される場合は回答しないことがある。

9 企画提案書の提出

- (1) 企画提案書は、次の項目を入れて構成すること。
 - ① 導入後の研修内容
利用者向けの操作研修について、具体的な内容を記載すること。
 - ② 参加申込者による独自の取組内容
事業費の範囲で実施可能な、本業務の効果等を一層向上させることが可能と考える参加申込者独自の取組について、具体的な内容を記載すること。
- (2) 企画提案書は、任意の様式により作成し、市が指定する大容量のファイルサーバ(別途連絡)のURLに格納すること。

※ 1つのファイル容量が100MBを超えないものとする。

※ 提出期限までに書類が提出されない場合、辞退したものとみなす。

(3) 提出書類

① 令和8年度霧島市ノーコードツール導入業務委託に係る企画提案書

※提案書のデータはMicrosoft Office (Word・Excel・PowerPoint) 又はPDFのいずれかの形式とすること

② 見積書

10 辞退届

参加申込書提出後、やむを得ず参加を辞退する場合は、辞退届（様式5）を6月18日（木）正午までに提出すること。

11 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 参加資格を満たさなくなった場合
- (3) 審査の公正性・公平性を害する行為があった場合
- (4) 参加申込及び提案書等が提出期限までに提出されなかった場合
- (5) 見積書上限額を超えた提案であった場合
- (6) 前各号に定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為があった場合

12 提出及び連絡先

〒899-4394 鹿児島県霧島市国分中央三丁目45番1号

霧島市企画部企画政策課行革デジタル推進グループ 担当：小玉、白鳥

電話：(代表) 0995-45-5111 (内線1462)

(直通) 0995-64-0914

メールアドレス：kikaku@city-kirishima.jp

13 契約

(1) 契約手続

市は、選定委員会により選定された優先交渉権者1者と具体的な契約内容を確定させるために詳細な協議を行い、その結果を仕様書に反映した上で、再度見積りを徴取し、予定価格の範囲内で、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による随意契約を締結するものとする。

(2) 支払条件

支払条件については、市と優先交渉権者との協議により、契約書で定めるものとする。

(3) 契約保証金

霧島市契約規則（平成 17 年霧島市規則第 63 号）第 37 条 9 号により免除とする。

14 その他

- (1) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とする。
- (2) 提出された参加申込書類については、参加資格の確認以外には使用しない。
- (3) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。ただし、本市が本プロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、提出者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (4) 本件に関する資料を、本件提案以外の目的で使用することを禁止する。
- (5) 市は、審査及び説明を目的に提案書の写しを作成し、使用することができる。
- (6) 本業務の実施にあたり疑義等が生じた場合は、速やかに本市と協議のうえ、必要な措置を講じるものとする。